

令和7年度安曇野市農業関係助成一覧

- 1 新たに就農する(問い合わせ:農村振興担当)
- 2 農地を管理する(問い合わせ:農村振興担当・耕地林務課林務担当)
- 3 施設・機械等を整備する(問い合わせ:農村振興担当・生産振興担当)
- 4 作付を支援する(問い合わせ:生産振興担当)
- 5 その他(問い合わせ:農業政策担当・農村振興担当・生産振興担当)



安曇野市 農林部 農政課

農業政策担当(農政課総合窓口)

電話 0263-71-2427

生産振興担当

電話 0263-71-2430

農村振興担当

電話 0263-71-2428

耕地林務課林務担当

電話 0263-71-2429

電話 0263-71-2432

※助成金額は、目安です。予算や申請者数により変動がありますので、ご了承ください。

※補助事業は、原則として事業実施前の事前申請が必要ですので、ご注意ください。

1 新たに就農する

内容 区分	事業内容	補助概要	補助事業名	補助 区分
新規就農	賃貸住宅居住者で市内就農後5年以内または3年以内に市内へ就農する研修者へ住居費を支援	1万円/月 最長3年間	住居費補助事業 (新規就農者支援事業)	市
	独立・自営就農者への給付金による営農支援	150万円以内/年 最長3年間 (所得制限あり)	新規就農育成総合対策事業(経営開始資金)	国
	機械・施設等を導入する独立・自営就農者を支援	補助率3/4以内 補助額上限750万円 ※経営開始資金との併用する場合、補助額上限375万円	新規就農育成総合対策事業(経営発展支援事業)	国・県
	新たに就農を希望する方の支援を行った認定農業者への謝礼金	金額については要相談	新規就農者育成サポート事業	市
新規就農 (研修)	新たに市内で就農を考えている者への研修費助成	受講費用相当額 (県農業大学校が実施する指定講座)	就農希望者研修費補助事業 (新規就農者支援事業)	市
	新規就農里親研修生で1年以内に県内に就農が見込める者を支援	4万円/月 1年間	先進的経営体等における研修費助成(長野県農業担い手育成基金)	県
	独立・自営就農前の研修者への給付金による生活支援	150万円/年 最長2年間	新規就農育成総合対策事業(準備型)	国
親元就農	認定農業者の子・孫が、規模拡大、加工販売等に必要な機械・設備の導入費を助成【再掲】設備の導入費を助成	補助率 3/10以内 限度額100万円	親元就農機械等整備支援事業	市
	認定農業者の子・孫、その配偶者への給付金による営農支援	20万円/年 最長5年間	親元就農促進事業 (親元就農支援金)	
	認定農業者、中心経営体等の後継者となる子に対する助成	30万円以内 1戸1回を限度とする	親元就農者支援助成 (長野県農業担い手育成基金)	県
	中心経営体の後継者が、経営継承後の発展に向けた取組に係る経費を支援	経営発展のために必要な経費を支援 上限100万円 (国1/2 市1/2) ※単なる取替更新(同機種、同性能)の機械装置等の購入は対象外	経営継承・発展等支援事業	国・市

2農地を管理する

内容区分	事業内容	対象者	補助概要	補助事業名	補助区分
農地集積	農地利用の集積、集約に取り組む地域に対して助成金を交付	農業者又は集落組織等	農地中間管理機構を活用した集積等への助成金 ①集積タイプ:13～34千円/10a ②集約化タイプ:10～30千円/10a	地域集積協力金事業	国
荒廃農地	荒廃農地を解消するための費用を支援	農業者又は農業関係組織	荒廃農地を解消する農業者等へ交付5万円/10a	荒廃農地解消事業	
鳥獣害	農作物を鳥獣害から守るため防護柵の設置や機器の購入費を補助	農業者(宅地等で家庭菜園を耕作する者を含む。)	①侵入防止柵(電気柵、金網柵及びネット柵) 1/2以内(上限50万円) ②侵入防止装置(電子防鳥機、音波鳥獣駆逐装置) 1/3以内(限度額10万円)	①侵入防止柵設置事業 ②侵入防止装置設置事業	市
	農作物被害防止のため、集落で実施するニホンザルのモンキードッグ追い払い事業を支援	モンキードッグ飼養者	モンキードッグ維持管理費 1頭 36,000円/年	モンキードッグ維持管理事業	
	新たに、銃猟免許及び銃砲所持許可の取得にかかる費用を支援	安曇野市猟友会に加入し、有害鳥獣捕獲に従事予定の者	銃砲所持許可取得に要する医師診断書料、保険料、射撃講習経費(弾代含む。)、事故防止用具経費その他銃砲所持許可取得に要する経費	新規銃砲所持許可者支援事業	
	新たに、わな猟免許又は銃猟免許及び銃砲所持許可の取得にかかる費用を支援	安曇野市猟友会に加入し、有害鳥獣捕獲に従事予定の者	銃猟免許又はわな猟免許取得に要する医師診断書料、保険料、事故防止用具経費その他免許取得に要する経費	新規狩猟者確保支援事業	
	追い払いに使用するエアガンの貸出や、ロケット花火等の配付	だれでも	エアガン貸出(1か月程度) ロケット花火、爆竹の配付(必要数)	追い払い道具の貸出、配付	
	農作物を鳥獣害から守るため、追い払いに使用するエアガンの購入費を補助	農業者	補助率 1/3以内(限度額20万円) ただし、集落等で(5戸以上)一体的に鳥獣対策を実施する場合は、1/2以内	エアガン購入助成事業	
中山間	中山間地域の耕作条件不利地への支援	集落協定に基づき農業生産活動等を実施した区	10.5千円/10a	中山間地域農業直接支払事業	市
	中山間地域の耕作条件不利地への支援		協定集落への交付金 傾斜、地目、取組内容による単価 300円/10a～21千円/10a	中山間地域等直接支払事業	市・県・国

3施設・機械等を整備する

内容区分	事業内容	対象者	補助概要	補助事業名	補助区分
施設・機械整備	集落営農組織が規模拡大、加工販売等に必要な機械・設備の導入費を助成	集落営農組織	補助率 3/10以内 限度額 300万円	集落営農組織機械等整備支援事業	市
	認定農業者の子・孫が、規模拡大、加工販売等に必要な機械・設備の導入費を助成【再掲】	親元就農者又はその者とともに農業経営を行う認定農業者	補助率 3/10以内 限度額 100万円	親元就農促進事業（親元就農機械等整備支援事業）	
	玉ねぎの機械化による生産拡大のために、導入する玉ねぎ専用機械の購入費を補助	機械化により玉ねぎ栽培を実施する農業者又は農業関係組織	補助率 1/3以内	玉ねぎ栽培機械化推進事業	
	畜産業を営む者が実施するたい肥舎その他の家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設の整備及び機械の購入に要する経費を補助	畜産経営者	○施設整備 補助率 1/2 ○機械補助 補助率 1/2（上限100万円）	畜産公害防止事業	
	畜産環境整備機構が実施する畜産環境整備リース事業により借り受けた設備及び機械に対し、機構に支払う附加貸付料及び保証保険料を補助		農地中間管理機構を活用した集積等への助成金 ①集積タイプ：13～34千円/10a ②集約化タイプ：10～30千円/10a	畜産環境整備リース事業	
	地域計画の目標達成に必要な農業機械・施設の取得費用を補助	地域計画の目標地区に位置付けられた認定農業者、認定就農者、集落営農者	補助率 3/10以内 上限 100万円	地域計画推進担い手支援事業	
	革新的技術の現地への普及やマーケットニーズに対応した産地の育成等に必要な機械・施設の導入等を支援	農業協同組合、農業者の組織する団体・法人等	補助率 1/2以内 他	信州農業生産力強化対策事業	県
	農業経営の転換を図ろうとする担い手に対して必要な農業用機械・施設等の導入を支援	地域計画の目標地区に位置付けられた認定農業者、認定就農者、集落営農者	補助率 1/2以内 上限 法人 3,000万円 法人以外の者 1,500万円 ※金融機関からの融資が必要です。	担い手確保・経営強化支援事業	国
	規模拡大等に必要な機械・設備の導入費を助成	地域計画の目標地区に位置付けられた者	補助率 3/10以内 上限 300万円 ※金融機関からの融資が必要です。	農地利用効率化等支援交付金	
	集落営農組織が作成した集落ビジョンの達成に必要な機械・設備等の導入費を助成	集落営農組織	補助率 1/2以内 限度額 1,000万円	集落営農活性化プロジェクト促進事業	
	畜産農家をはじめ、地域の関係事業者が連携、結集し、地域ぐるみで高収益型の畜産を実現するための施設等の整備を補助	畜産経営者	補助率 1/2以内 他	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業（畜産クラスター事業）	
	経営基盤の強化を図る農家の施設、機械及び生産資材の導入費を補助	収益性向上・生産基盤強化対策等に取り組む農業者等	補助率 1/2以内 他	産地生産基盤パワーアップ事業	

4作付を支援する

内容区分	事業内容	対象者	補助概要	補助事業名	補助区分
玉ねぎ振興	玉ねぎの機械化体系による生産拡大のために、機械植え用玉ねぎ苗の購入費を補助	機械化により玉ねぎ栽培を実施する農業者又は農業関係組織	補助率 1/3以内	玉ねぎ栽培機械化推進事業	市
果樹振興	果樹を新たに植付し生産拡大を図るために、果樹棚、苗木の購入費及び、未収益期間の管理経費を補助	5アール以上の果樹を新植する農業者又は農業研修者	果樹棚資材費・設置費、苗木購入費 補助率 1/3以内(上限あり) 未収益期間支援補助 50千円/10a:最大4年間	果樹新植支援事業	
	りんご新わい化用台木購入費の補助	対象の苗木を購入した農業者	補助率 1/3以内 上限 200円/本	新わい化栽培台木購入補助事業	
	果樹共済掛金の補助	長野県農業共済組合が行う果樹共済に加入した市内在住の農業者	農家負担額及び賦課金の1/3以内 (100円未満切捨て)	果樹共済加入促進対策事業	
災害対策	収入保険掛金の補助	長野県農業共済組合が行う収入保険に加入した市内在住の農業者	保険料及び事務費(掛け捨て部分)の1/3(100円未満切捨て) (上限額5万円)	収入保険加入支援事業	市
環境にやさしい農業振興	地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者等への補助	環境保全型農業を推進する任意団体等	取組に応じた補助 有機農業:14,000円/10a 堆肥の施用:3,600円/10a 緑肥の施用:5,000円/10a 外	環境保全型農業直接支払交付金事業	市・県・国

4作付を支援する

令和7年度 安曇野市経営所得安定対策等交付金体系（案：国の指導により内容が変更になる場合があります。）				単位：円/10a				
		畑作物の 直接支払交付金 （ゲタ対策）	水田活用の 直接支払交付金	安曇野市農産物ブランド力強化対策補助金 （市単独補助事業）				
対象農地		水田・畑地共通	水田のみ	水田・畑地共通				
交付要件		認定農業者・集落営農・認定新規就農者	販売目的で生産（耕作）する 販売農家・集落営農					
交付対象	交付対象	面積払（営農継続支払） ＋ 数量払*1		産地交付金		基 本		
		数量払	全国統一設定	国による長野県に 対する設定	市農業再生協議会 による設定*2			
				免税事業者6,340/60kg 課税事業者5,930/60kg	2,000～3,000	4,000*5 以内	2,500*5 以内	ブランド 加 算
				免税事業者5,150/50kg 課税事業者4,850/50kg	2,000～3,000			
				免税事業者9,840/60kg 課税事業者9,430/60kg	2,000～3,000			
				免税事業者17,550/45kg 課税事業者16,720/45kg	3,500～5,000			
					20,000			
					播種収穫35,000 収穫のみ10,000			
					単位収量に 55,000 ～105,000	15,000～25,000	2,000*5 以内	2,000*5 以内
					80,000	15,000～25,000		
						10,000～15,000		
					35,000*3	25,000～35,000	15,000 以内	20a以上 3,000以内 30a以上 6,000以内 50a以上 9,000以内
						10,000～15,000		60円/kg以内
		25,000～35,000						
		20,000～30,000						
		15,000～20,000						
※ 交付単価は全て交付予定額です。特に市協議会による交付金は国の予算配分や該当作物の作付面積等により変動します。								
		*1 品質区分(等級/ランク)により交付単価が異なります。	*2 対象作物ごとに具体的な要件が定められています。					
		*3 農協等との出荷契約又は需要者との販売契約を締結していることが要件として定められています。	*5 認定農業者、認定新規就農者及び地域計画に位置づけられている担い手が交付対象。					
		*4 県協議会による加算があります。						

5その他①

内容区分	事業内容	対象者	補助概要	補助事業名	補助区分
販路拡大	通販サイトの運営会社に支払う販売手数料を補助	通販サイトを利用し、農産物等を販売する農業者等	通販サイトの運営会社に支払う販売手数料の1/3、ただし上限額150千円	通販サイト出店補助事業	市
	農業者等及び食品加工事業者が県外のマルシェで農産物及び加工品を販売する経費に対する助成	農産物等を自らマルシェで対面販売する農業者等及び食品加工事業者	出店手数料、交通費、運搬費、駐車場利用料、出店に係る消耗品費等。1回の出店につき10千円、限度額20千円	マルシェ出店補助事業	
	海外で開催される物産展等に出店し、農産物等を販売、もしくはプロモーションする経費に対する助成	販路開拓のため、海外物産展等に出店し、農産物等を自ら対面販売し、又はプロモーションをする農業者等及び食品加工事業者	出店手数料、旅費、運搬費、広告宣伝費、会場装飾費、什器借上料、通訳及び販売推進員への人件費、出店に係る消耗品費等の合計額の1/3、ただし上限額100千円	海外物産展等出店補助事業	
農家民宿	農家民宿開業に伴う受け入れ農家の補助支援	市内に住所を有し、市内で農家民宿を開業する者で、安曇野市農家民宿連絡協議会に加入する者	・簡易宿所営業許可に係る旅館業経営許可手数料の100/100 ・火災警報器又は消防法に適合する火災報知設備の購入及び設置費用の1/2、ただし上限額40千円	農家民宿開業助成事業	
農産物ブランド振興	農産物等ブランド振興への補助支援	生産者団体又は農業生産法人等	地域団体商標等の出願及び登録に要する経費（補助限度額10万円）	農産物等ブランド振興事業	
	主食用米（酒米・もち米を含む）の食味及び外観を評価する品評会に出品するために要する経費及び化学肥料・化学合成農薬低減に関する認証等を取得する際に要する経費を助成	農業者	補助率 1/2以内 上限額 5千円	高付加価値農産物助成事業	再生協
畜産振興	畜舎の防虫・防疫のために購入する消毒資材及び畜産による悪臭低減（消臭、脱臭、発酵促進等）のために購入する資材に要する経費を補助	畜産経営者	補助率 1/2 限度額 消毒資材：2万円 悪臭低減資材：8万円	畜産公害防止事業	市
	配合飼料価格安定制度の生産者積立金を補助		補助率 1/3 限度額 1トンあたり300円	配合飼料価格安定制度加入支援事業	
	牛アカバネ病の予防接種費を補助		1頭あたり500円	家畜伝染病防止事業	
	家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により長野県知事が公示したヨーネ病の定期検査手数料を補助		補助率 1/3		
	防疫のために購入する消毒液に要する経費を補助		補助率 1/2 限度額 5万円	家畜伝染病防止事業	

5その他②

内容 区分	事業内容	対象者	補助概要	補助事業名	補助 区分
集落営農	集落営農組織の設立への支援	集落営農組織	補助額 基本8万円＋2千円×戸数	集落営農組織設立助成事業	市
	集落営農組織が取り組む農業振興への活動支援		補助額 経営面積(5万円～10万円)＋取組内容による加算 ブロックローテーション加算 3千円/10a	集落営農組織育成支援事業	